

日光市では

男女が共に働きやすい職場

(事業者や市民団体など) を表彰します

具体的には・・・

育児休業などを取りやすい環境づくりをしている

管理職への女性登用を積極的に行っている

ノーマル残業デーを設けている

託児所を設けている など

様々な取組を表彰対象にしています！

対象は・・・

日光市内の事業者及び市民団体など（自薦・他薦を問いません）

表彰されると・・・

- 「男女共同参画社会づくりフォーラム」の席上で、表彰します。
- 市ホームページや広報紙を通して紹介します。

また、特に子育て環境づくりに配慮した取組を行っている事業所については、「子育て応援事業所」として表彰します。

締め切り 毎年度の10月31日（必着）

（締め切り後の申込は、翌年度の表彰対象になります。）

問合せ先 日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課

電話 0288-21-5148（直通）

FAX 0288-21-5105（直通）

E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

〔子育て応援事業所表彰については・・・〕

日光市 健康福祉部 子育て支援課

電話 0288-21-5186（直通）

FAX 人権・男女共同参画課と同じです

E-mail kosodate@city.nikko.lg.jp

（まずはお電話ください）

詳しくは、裏面をご覧ください。

「男女共同参画推進事業者の表彰制度について」

市内で、以下のような活動を行っている事業者や市民団体などを表彰します。申出・推薦をお待ちしております。まずは、お問合せください。

■該当する内容

- 男女の人権に配慮した働きやすい職場環境づくりのための取組を行っている。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支援するための取組を行っている。
- 女性労働者の活躍促進に関する取組を行っている。
- その他、男女共同参画を推進するような取組を行っている。

◆具体的には

- 女性の採用、登用及び女性の職域拡大に取り組んでいる。
- 男性の育児、介護のための休暇などを取りやすい環境づくりをしている。
- ノー残業デーの実施、特別休暇の充実、有給休暇取得促進の取組を積極的に行っている。
- 女性の人材育成に積極的に取り組んでいる。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定している。 など

▲子育て応援事業所表彰

子育てと仕事の両立など男女が共に働きやすい環境づくりの取組のうち、特に子育て環境づくりに配慮した取組を行っている事業所が対象となります。

◆具体的には

- 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度が導入されている。
- 事業所内託児所を設けている。
- 子育て家庭への優待サービスなど、市民の子育てを応援する取組みを行っている。 など

- 申出・推薦の流れ 申出・推薦のあった事業者や市民団体には、調査・審査を経て、結果を通知します。
- 表彰者の公表 表彰に該当した事業者については「男女共同参画社会づくりフォーラム」での表彰のほか、取組内容を含め、市ホームページ等で公表します。
- 応募方法 人権・男女共同参画課へ郵送または持参してください。自薦・他薦は問いません。
- 応募・推薦用紙 人権・男女共同参画課、子育て支援課、各行政センターで配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 締め切り 毎年度の10月31日（必着）
（締め切り後の申込は、翌年度の表彰対象になります。）

問合せ先 〒321-1292 日光市今市本町1番地
日光市役所 健康福祉部 人権・男女共同参画課
電話：0288-21-5148
FAX：0288-21-5105
E-mail: jinken-danjo@city.nikko.lg.jp
〔子育て応援事業所表彰〕 子育て支援課
電話：0288-21-5186
E-mail: kosodate@city.nikko.lg.jp
FAX番号は、人権・男女共同参画課と共通